



高齢社員の戦力化と 健康管理について

平成25年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、3年が経過しました。厚生労働省が発表した平成27年の高齢者の雇用状況の集計結果によるところ、(1)希望者全員65歳までの継続雇用、(2)定年の延長、(3)定年の廃止、のいずれかの「高年齢者雇用確保措置」を実施済みとしている企業は99・2%となっており、ほとんどの企業が高齢者雇用についてなんらかの取り組みをしていることが確認できます。

高齢社員が活躍できる職場環境づくりと、②高齢社員の健康管理に配慮した対応が求められます。

るような職場環境づくりをしていきます。また、労働災害防止の対策として、加齢に伴う様々な心身機能の低下（筋力・視力・聴力・反射・認知）を補うためにも作業環境の整備や作業方法の改善を行います。

つまずきなどによる転防止策を講じるなど、の職場ごとに改善を行ないます。

れるなど。ほとんどの高齢社員が健康診断で何らかの項目で「要観察」や「要検査」などの結果になると思いますが、放置せず二次検査や通院状況などもできる限り把握し、受診を促すなどしましょう。



②高齢社員の健康管理

②高齢社員の健康管理

また、朝礼や夕礼など
の実施は社員間のコミュニケーションを図ること
に有効的ですが、それ以外にも、言葉を交わすことで顔色やそれつの変化などをその都度確認することができるメリットがあります。

まやかに 対応
していきます

これらの取り組みは多少費用がかかるものもありますが、高齢社員の戦力化と定着化に向け、実行可能なものから着手するといでしよう。

に実施義務のない社員についての社員とする。また

（まつした社労士事務所
代表、社会保険労務士、
ホワイト企業推進社会保
険労務士協議会会員）

糖尿病等の生
の割合が増加傾
向、メタボ健診
診などを取り入

イラスト・伊藤栄章

イラスト・伊藤栄章